

金沢大学 都市・河川防災寄附講座
第1回 成果報告シンポジウム

パネルディスカッション用資料

2018年6月22日

小松市

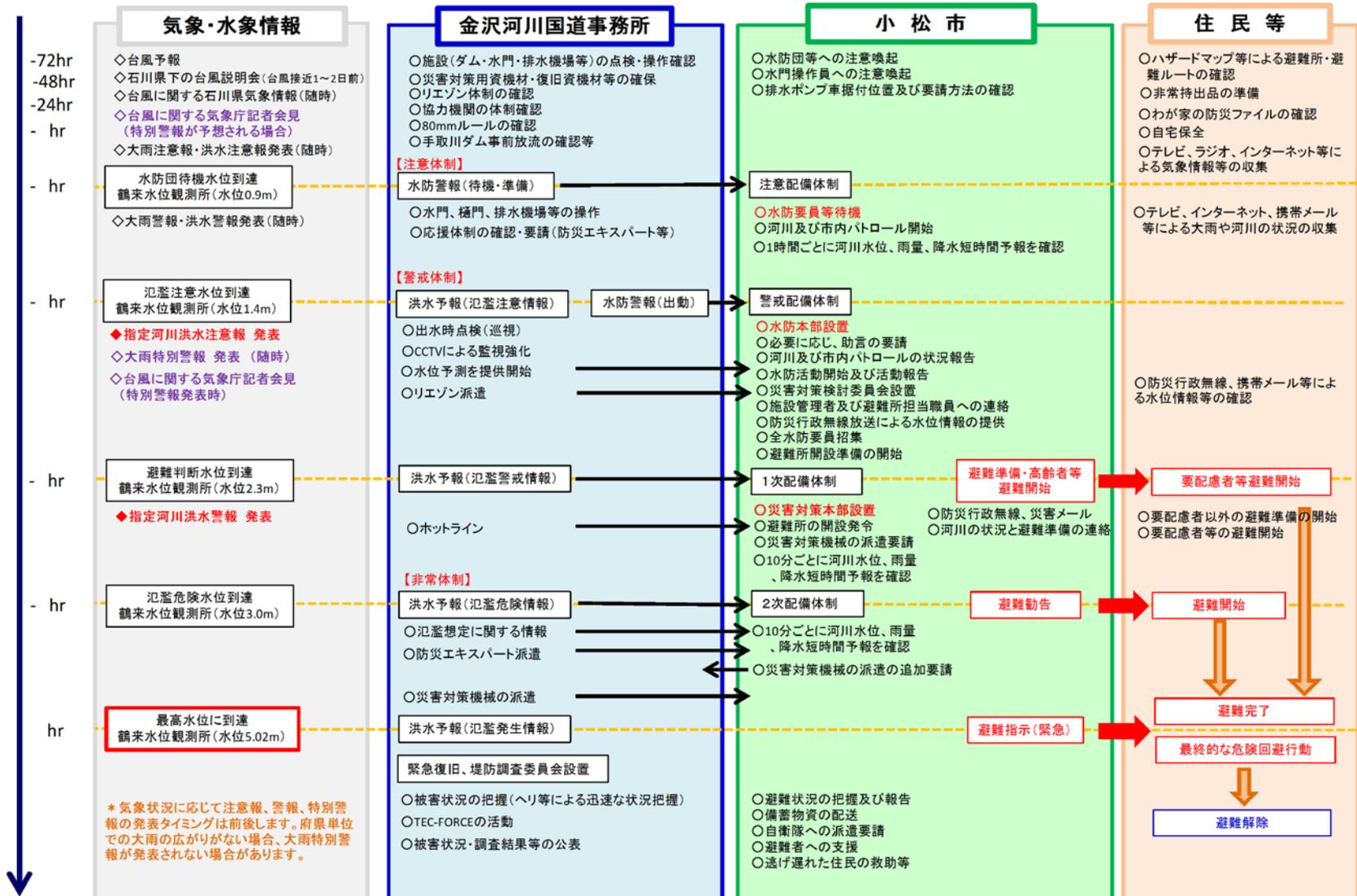
手取川【台風】

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)のイメージ(たたき台)

※前線性出水と兼用
※計画高水流量ハイドロ

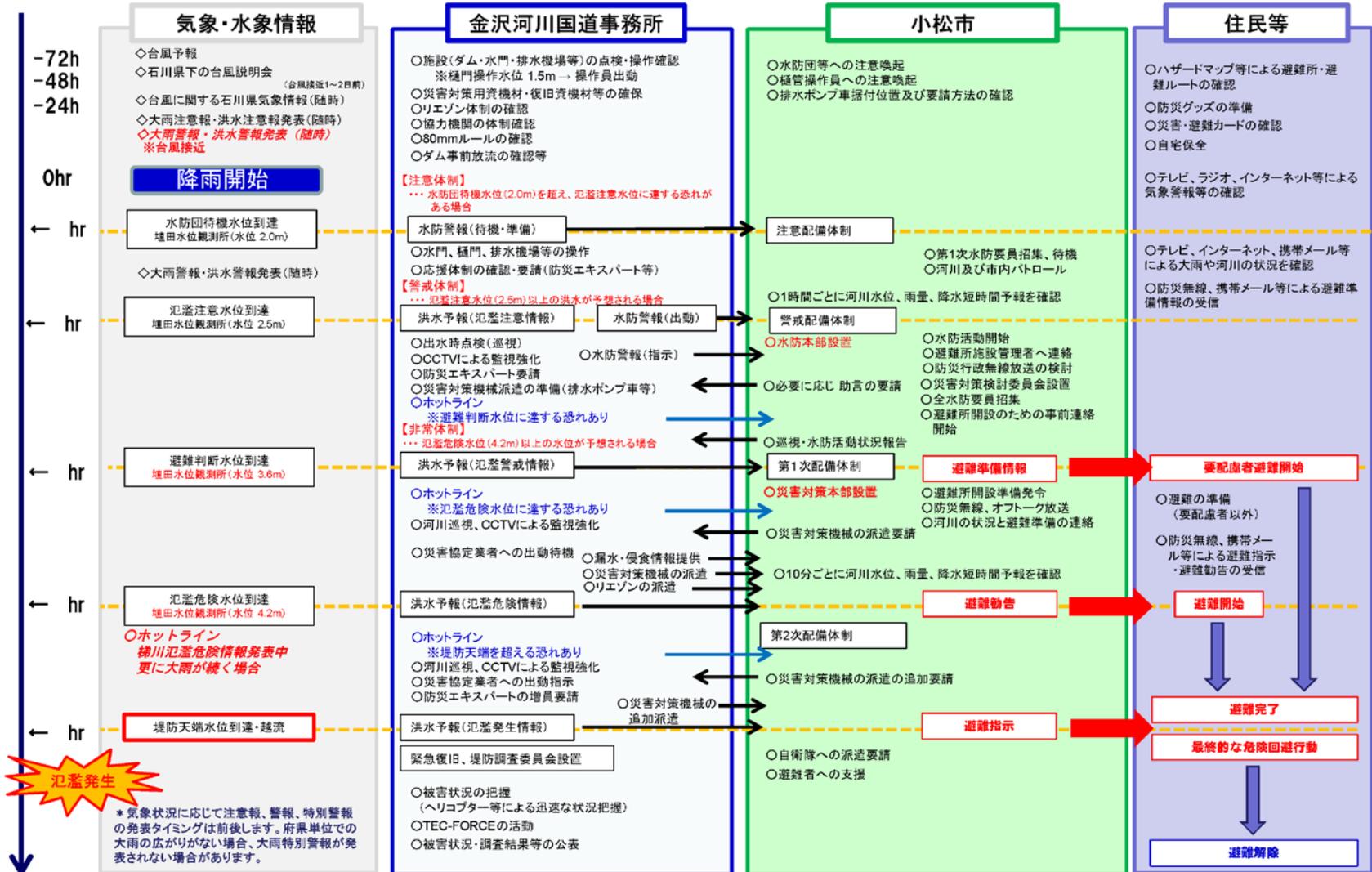
※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府:平成29年1月改定)を参考に作成。

※時間経過や対応項目については想定で記載しており、各地域や自治体の体制及び想定する気象経過に応じた検討が必要である。



梯川【台風】 台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目した**タイムライン**(防災行動計画)のイメージ

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。
※時間経過や対応項目については想定で記載しており、各地域や自治体の体制及び想定する気象経過に応じた検討が必要である。



情報提供に関する取り組みと課題

○情報提供 ⇒ 正確な情報を多重化し提供

①防災行政無線戸別受信機

→ **市内全世帯配布済み**

②広報車 → 市、消防本部、消防分団車両

③その他の情報提供媒体

HP、災害メール、Facebook、Twitter、Lアラート
ケーブルTV、コミュニティラジオ



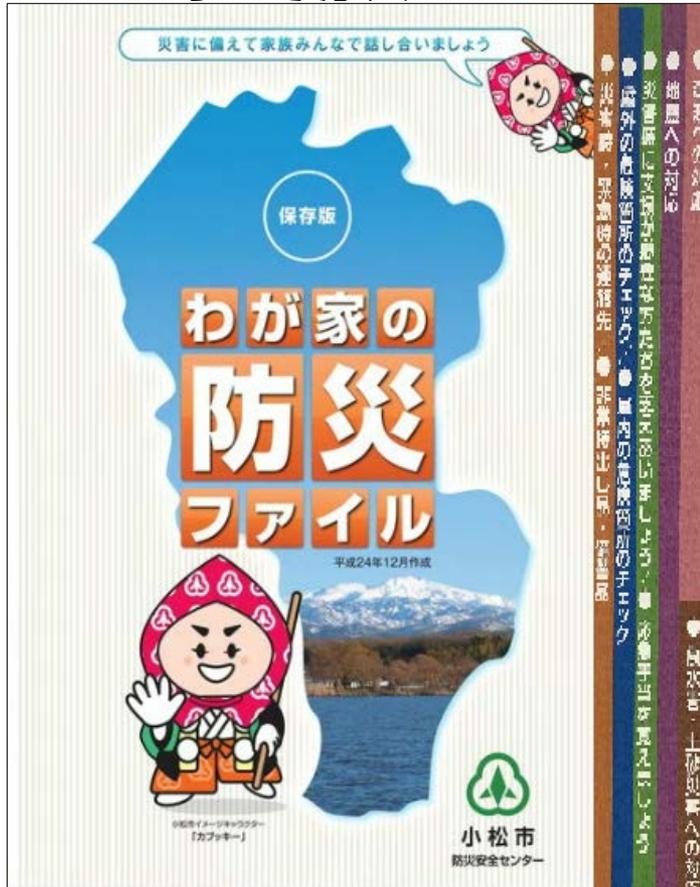
【情報発信における課題】

・昼夜間の人口比率、人口構成の違い

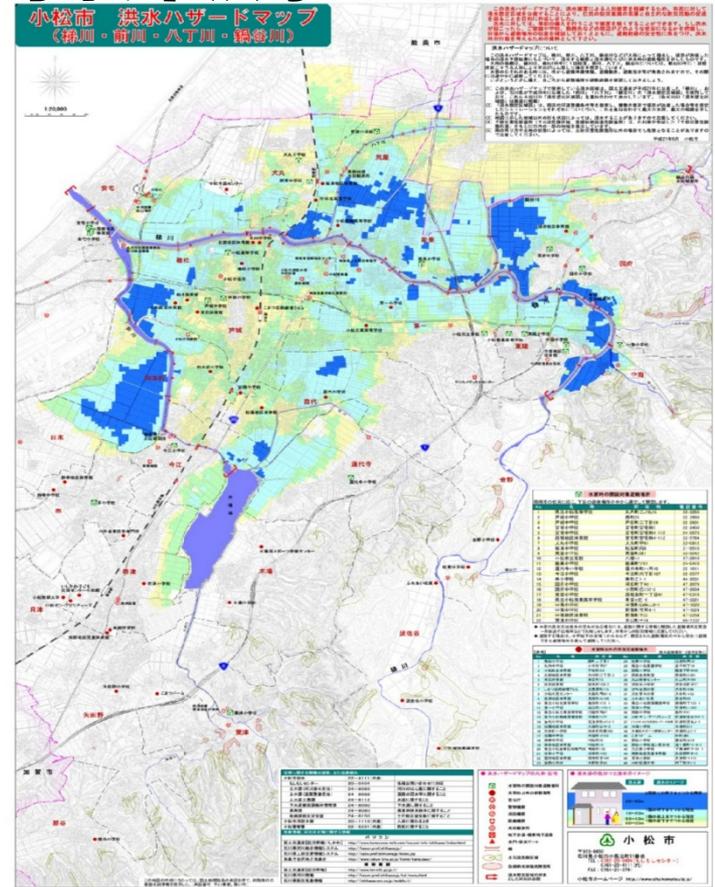
・外国人、旅行者、観光客への情報発信をどうするか

住民への情報提供

<わが家の防災ファイル>



<小松市洪水ハザードマップ>



平成30年度 更新し全世帯配布



小松市総合治水対策の推進に関する条例の概要

背景

- 行政による「公助」だけでは限界があり、自助・共助を施す必要がある
- より安全で安心できるまちづくりを進めるためには、行政による「治水対策」のみではなく、行政、事業者、市民が一体となって、「流域対策」、「減災対策」を推進することが不可欠である

条例制定の目的

- 総合治水の基本理念を明らかにすることにより、浸水による被害の発生及び拡大の防止を図る
- 行政、事業者、市民の責務を明らかにし、官民連携により総合治水を推進する
- 総合治水に関する施策を定め、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する

概要

基本理念【第3条】

- 市民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進する
- 総合治水対策は、市、市民及び事業者の相互の理解と連携のもとに、協働して推進する

責務の明確化【第4条～第6条】

- 市の責務：総合治水対策を推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、推進する
- 市民の責務：一人ひとりが河川等への雨水の流出の抑制や浸水による被害の防止又は軽減に資する取組を自主的かつ積極的に行い、総合治水対策に関する施策に協力する
- 事業者の責務：市民とともに河川等への雨水の流出の抑制や浸水による被害の防止又は軽減に資する取組を自主的かつ積極的に行い、総合治水対策に関する施策に協力する

施策【第7条～第13条】

- 「基本計画の策定」、「治水対策施設の整備」、「内水の管理体制の強化」、「**雨水流出抑制施設の設置及び維持管理**」、「森林、農地等の保全等」、「緑化の推進等」、「水防体制の強化等」

開発事業等※1における雨水排水計画の協議【第14条】

- 市街化区域：1,500㎡以上の開発事業等
 - その他区域：3,000㎡以上の開発事業等
- **雨水流出抑制についての計画書を市へ提出し、事前協議を行わなければならない**
- ・雨水排水計画の内容を変更するときも同様
 - ・同一事業者が、一つの地域において隣接して開発事業等を行う場合は、それらを合わせた規模

※1：開発事業等【第2条(6)】

- ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為
- イ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第14項に規定する公共施設の建築又は公共施設の大規模の修繕
- ウ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)の建築(同条第13号に規定する建築をいう。)又は建築物の大規模の修繕(同条第14号に規定する大規模の修繕をいう。)
- エ 鉄道、駐車場事業に係るもの
- オ その他、市長が特に必要があると認めるもの

助言、指導又は勧告【第15条】

- 市長は、協議書の内容が技術基準に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる
- 市長は、協議をしない者又は虚偽の計画書による協議をした者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる
- 市長は、雨水流出抑制施設の維持管理を怠った者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる

公表【第17条】

- 市長は、勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる
- 市長は、公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えるとともに、総合治水対策推進協議会の意見を聴かなければならない

流域対策の強化

【現在】



市全域で雨水流出抑制施設の設置を促進

【追加】



【追加対策】

雨水流出抑制施設設置の
助言・指導・許可

【追加対策】

雨水流出抑制施設維持管理の
指導・勧告